

# 川崎市税制に関する研究会要綱

(令和3.3.29川財税第1839号)

(設置目的)

第1条 本市の特性や課題に対応した政策等を実現するため、地方税制度等について研究することを目的として、財政局に川崎市税制に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、以下の事項について調査及び研究を実施する。

- (1) 本市の特性や課題に対応した安定的な財政運営のための税制度に関すること
- (2) 地方分権改革に資する地方税制の構築に関すること
- (3) その他本市の税制に関すること

(会議)

第3条 研究会は、税務監が要請によって委員を招集し、意見を聴取する。

2 税務監は、研究会を進行する。

3 税務監は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員)

第4条 税務監は、地方税制について学識を有する者から、3名の委員を委嘱するものとする。

(庶務)

第5条 事務局を税務部税制課に置き、研究会の庶務を担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、税務監が定める。

**附 則** 全部改正（令和3年3月29日川財税第1839号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。